



畑水

宮古土地改良区だより

<http://www.miyakojima.ne.jp/kairyoku/>

畑地かんがい施設 (ファームポンド)

ファームポンドにいったん水を貯え、自然圧を利用して農地へ水を送ります。

夜 10 時以降は翌日の水を確保しているためかん水時間を守ってください。翌日のかん水に支障がでます。



宮古土地改良区
畑に水を 若人に夢を

目次

第 3 5 回通常総代会開催	①
令和 6 年度予算・組合員数	②
令和 4 年度財務状況公表	③
貸借対照表・施設見学	④
役員組織体系について	⑤
組合員の皆様へお知らせ	⑥
賦課金について	⑦

第35回通常総代会開催されました

24年度予算や事業計画承認

▼第35回通常総代会の様子



令和6年3月26日、JAおきなわ宮古地区農業情報管理センター大ホールにおいて、第35回通常総代会を開催しました。

始めに理事長による挨拶で、今年1月1日に発生した、能登半島地震により農業の用水路やため息に甚大な被害が出たことにふれ、「宮古島でも起り得る。防災や減災に国、県、市と連携を図りながら更なる農業用水の安定供給に努めていきたい」と述べ、農家負担の軽減につながる補助事業を確実に実行していくことを強調しました。

議案 第四号	議案 第三号	議案 第二号	議案 第一号	承認 第三号	承認 第二号	承認 第一号
令和6年度 事業計画、 一般会計収入支出予算書について	令和6年度 賦課金の賦課並びに徴収方法について	宮古土地改良区役員、総代の報酬・費用弁償等に関する規定の一部改正について	宮古土地改良区規約の一部改正について	令和5年度 一般会計収入支出補正予算書について	令和4年度 一般会計収入支出決算及び、 財産諸表について	令和4年度 事業経過報告について

また、来賓では沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長や沖縄県宮古農林水産振興センター所長より祝辞を頂きました。

その後、総代93名（出席率90%）の出席のもと、議長に長濱国博総代（第6選挙区）を選出し、承認事項3件・議案4件が上程され、原案どおり可決されました。（93名のうち書面での議決数58名）

議案第二号では、理事長の報酬の引き上げ幅が大きく納得ができないという意見もありましたが、17年間改正されていない状況の間に、組合員数や地区面積が増えたことにより債務が重くなり、これから国や県等への対応や要請など、職務もふえると説明し、理解を求め採決の結果、賛成多数で可決されました。

令和6年度実施事業

- ① 水利施設管理強化事業
- ② 基幹水利施設操作委託業務
- ③ 宮古伊良部農業水利事業
観測業務及び地下ダム観測業務
- ④ 宮古伊良部農業水利事業
地下ダム高水観測業務
- ⑤ 地域農業水利施設
ストックマネジメント事業
- ⑥ 土地改良施設突発事故復旧事業



▲ 祝辞の様子



▲ 祝辞の様子



▲ 理事長挨拶



▲ 議長を務める長濱国博総代



▲ 質疑の様子

令和6年度予算

令和6年3月26日開催 通常総代会議決

一般会計

収入の部(総括)			(単位:千円)	支出の部(総括)			(単位:千円)
款	予算額	摘要		款	予算額	摘要	
土地改良事業収入	103,907	管理賦課金		土地改良事業費支出	99,866	土地改良区が行う土地改良事業の実施に要する経費	
付帯事業収入	1,779	多面的機能支払活動組織業務受託料		付帯事業費支出	1,733	土地改良区が行う付帯事業の実施に要する経費	
補助金等収入	85,903	国や都道府県等から受領した補助金		一般管理費支出	156,019	土地改良組織運営のために要する一般的経費(事務経費・人件費)	
交付金収入	1,800	土地改良施設維持管理適正化事業交付金		土地改良事業負担金支出	55,640	国及び都道府県営土地改良事業の負担金等	
寄附金収入	1			借入金返済支出	2		
業務受託料収入	79,186	土地改良区が行う受託業務における収入		支払利息	2		
雑収入	5,881	預金利息、過年度滞納金、Ⅲ型給水所利用料		固定資産取得支出	1,400	固定資産に該当する器具備品の取得に係る支出額	
借入金収入	2			特定資産積立支出	4,497	積立資産を積み増すための支出額	
特定資産取崩収入	2			繰越金	1		
特定資産運用収入	1	定期預金受取利息		予備費	1,000	承認された予算科目及び予算額が不足したときに用いる	
繰越金	41,698	前年度からの繰越金					
合計	320,160			合計	320,160		

令和6年度賦課金及び徴収時期

賦課基準	地積割 年額) 2,000円 / 10a	使用水量 10a当たり 261m ³ から 1m ³ =15円加算
徴収方法	原則) 口座振替	
徴収時期	令和7年1月6日から令和7年3月31日	

地区面積及び組合員数

令和6年3月26日開催 第35回通常総代会において承認されました

組合員とは、土地改良法第3条及び第11条に規定する事業に参加する資格者のこと。
当改良区は、土地改良法改正により令和3年度から准組合制導入し、土地所有なし小作者(賦課金支払有り)を准組合員としている。

令和5年3月31日現在

		平良	城辺	下地	上野	伊良部	合計
地区面積 (m ²)		24,079,807	32,322,713	13,492,323	10,441,048	14,606,961	94,942,852
組合員数 (人)	組合員	2,401	2,817	1,054	900	1,829	9,001
	准組合員	381	188	43	67	6	685
	合計	2,782	3,005	1,097	967	1,835	9,686



令和4年度財務状況公表

令和6年3月24日開催 第35回通常総代会において可決いたしました

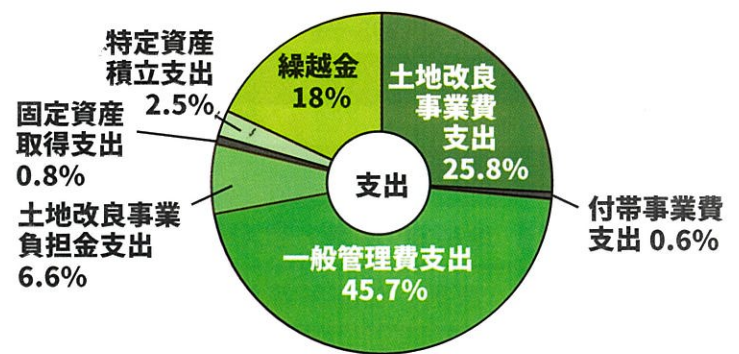
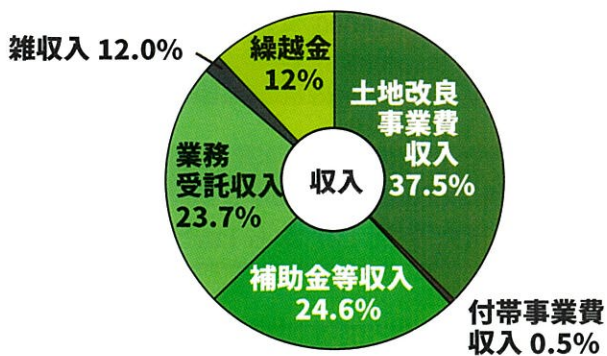
一般会計収支決算

収入の部（総括）

款	決算額(円)	構成比(%)
土地改良事業収入	108,900,930	37.5
付帯事業収入	1,663,168	0.5
補助金等収入	71,417,000	24.6
交付金収入	0	0
寄附金収入	0	0
業務受託料収入	68,754,180	23.7
雑収入	5,025,191	1.7
借入金収入	0	0
特定資産取崩収入	0	0
繰越金	34,826,072	12.0
合計	290,586,541	100%

支出の部（総括）

款	決算額(円)	構成比(%)
土地改良事業費支出	75,098,759	25.8
付帯事業費支出	1,809,588	0.6
一般管理費支出	132,643,140	45.7
土地改良事業負担金支出	19,233,000	6.6
借入金返済支出	0	0
支払利息	0	0
固定資産取得支出	2,254,780	0.8
特定資産積立支出	7,208,878	2.5
繰越金	52,338,396	18
予備費	0	0
合計	290,586,541	100%



令和5年度 監事会（監査）の開催と議案の概要

第1回監事会 令和5年8月18日招集

議案第1号 令和4年度 決算監査について

議案第2号 平成4年度 決算監査講評について

第2回監事会 令和5年11月9日招集

議案第3号 令和5年度 上半期監査について

議案第4号 令和5年度 上半期監査の講評について

承認第1号 令和5年度 一般会計収入支出
補正予算の専決処分に係わる承認について



▲ 監事会の様子



土地改良法の改正により、土地改良施設を管理するすべての土地改良区は、原則として貸借対照表の作成・公表を行うことが義務付けられました。当改良区でも、令和4年度より複式簿記方式にて会計処理を行い、より透明性の高い土地改良区事務運営を行っています。よって、複式簿記導入により特別会計を一般会計に組み入れた予算編成を行っております。

貸借対照表

(令和5年3月31日現在/単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	158,349,667	流動負債	107,703,419
現金及び預金	51,992,805	未払い金	29,629,132
未収賦課金	43,019,054	一時繰替金	70,000,000
その他未収金	0	預り金	1,583,526
短期未収金	63,337,808	賞与引当金	6,490,761
固定資産	162,627,361	固定負債	70,982,661
基本財産	0	職員退職給与引当金	56,843,929
特定資産	149,194,232	長期預り金	14,138,732
土地改良施設用地等	1,455,894	負債合計	178,686,080
受託土地改良施設使用収益権	72,033,969	正味財産の部	
財産調整積立資産	39,197,264	科目	金額
職員退職給与引当積立資産	36,507,105	指定正味財産	0
その他固定資産	13,433,129	補助金等	0
土地	2,280,000	一般正味財産	142,290,948
建物	827,532	(うち基本財産への充当額)	(0)
機会及び装置	451,901	(うち特定資産への充当額)	(112,687,127)
車両運搬具	4	正味財産合計	142,290,948
器具備品等	4,032,641		
適正化事業拠出金	480,000	負債・正味財産合計	320,977,028
長期未収賦課金等	5,361,051		
繰延資産	0		
資産合計	320,977,028		

施設見学

日時：令和6年7月31日（水）

参加者：新潟県上越市板倉区・城辺地区
児童交流事業参加の小学生（12人）

見学施設：東山ファームポンド

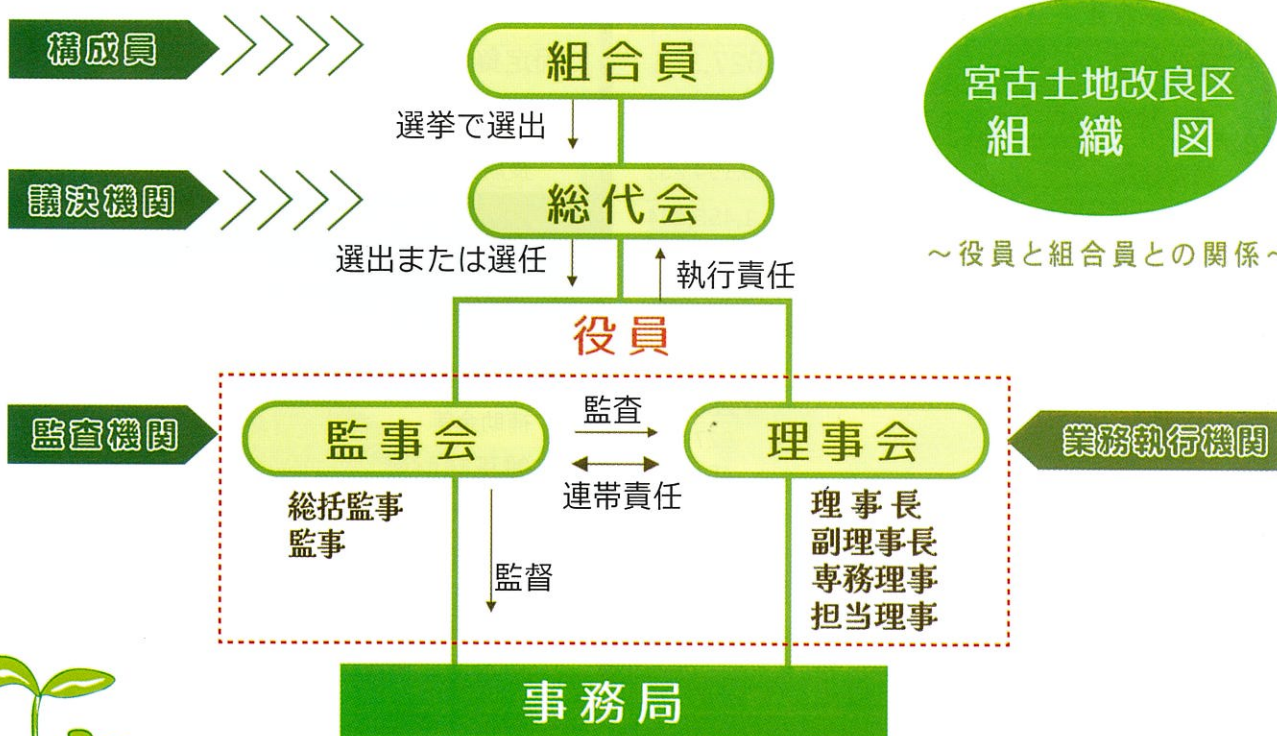


ファームポンドの役割について学ぶ児童とその関係者



土地改良区の役員や組織体系について

土地改良区の役員について、土地改良法に記載されているのでご紹介します。
 土地改良区に、役員として、理事及び監事を置く。(土地改良法第 18 条第 1 項)
 役員の選任については、総代選挙では都道府県又は市町村の選挙管理委員委員会の管理のもとに、選挙を行わなければなりません。役員選挙においては、定款の定めるところにより、総代会で選挙することができます。(土地改良法第 18 条 3 項)
 理事の定数の少なくとも 5 分の 3、監事の定数の 2 分の 1 は組合員でなければならない。(土地改良法第 18 条 4 項)
 当土地改良区は理事 14 名、監事 3 名がいます。



(1) 土地改良区は、組合員の中から選出された総代によって組織される総代会の議決によってなされます。

(土地改良法第 30 条)

(2) 総代会は、土地改良区の、最高の議決機関であり、役員(理事・監事)は、総代会の決議に従って職務を執行することになります。

(土地改良法第 19 条、定款第 29 条)

(3) 理事は、対外的には土地改良区を代表する代表機関であり、対内的には土地改良区の一切の業務を行う執行機関です。

(土地改良法第 19 条)

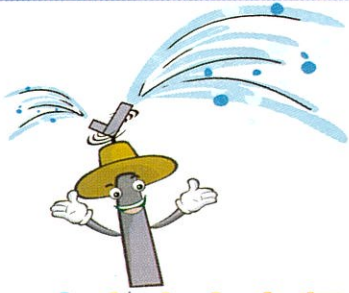
(4) 監事は、土地改良区の財産状況や理事の業務執行状況を監査し、不備・欠陥を是正させ、土地改良区の運営を円滑かつ適正な方向に導く責任があります。

(土地改良法第 19 条の 4、定款第 30 条)

(5) 役員(理事・監事)がその任務を怠ったときは、その役員は土地改良区に対し連帯して損害賠償の責に任じられる場合があります。

(土地改良法第 19 条の 5)





おしらせ

宮古島市版【お仕事ブック】に紹介されました

2024年度宮古島市版【お仕事ブック】(中学生用)に当区が紹介されました。文部科学省が推進する小中学校で行われているキャリア教育の一環として、宮古島市内の中学生向けに配布されています。誌面では、これからの未来を担う子どもたちに向けて、当区の取り組みをわかりやすく紹介しています。見かけた際は、ぜひお手に取ってご覧ください。

未来を担う生徒のみなさんのために、少しでもお役立ていただければ幸いです。



宮古土地改良区

本社 宮古島市平良字下里3107-243
TEL 0980-73-1253 <http://m.kairyoku.com/>
創業 1969(平成元年)年8月 従業員数 19名



施設見学可能です

? 畑の水はどこからくるの?

地下ダムにたまった雨水を利用し、畑まで送水しています。

私たちの組織は、農家の要望を受けて沖縄県知事の認可により設立されました。農業従事者(農業を営む者)である約9,000名の組合員を持つ法人組織です。

私たちの仕事は、畑に水を送る施設の維持管理を行い、水を安定供給することで計画的な農業と多種多様な農作物の栽培を可能とし、宮古島の農業を支えています。また、地域経済の活性化に貢献しています。



宮古土地改良区外観

? 地下ダムからどのようにして水は送られていくの?

まずは取水施設で、高台にあるファームポンドへ水が送られます。

取水施設

地下ダムに溜められた水をポンプでくみ上げて送水する施設です。

ファームポンド

地下ダムから送られてきた水を貯め、給水施設へ配水するための施設です。



? 畑にはどうやって水を撒くの?

3つの給水施設を利用し、かん水します。
※かん水とは、農作物に水を撒くことを言います。

I型

畑へのかん水。

スプリンクラーにより、畑全体にかん水します。



II型

ビニールハウス等へのかん水。

給水栓にパイプやホースをつないでかん水します。



III型

水が来ていない畑へのかん水。

給水所からタンクなどに水を入れて、箱まで運んでかん水します。



? 職員の役割にはどのようなものがあるの?

職員の仕事は、総務課と施設管理課に分かれ、農業生産の基盤を支えています。

総務課 庶務係 文書の管理、会計経理事務、会議などの調整を行います。	総務課 職員の管理、調整、健康金(組合費)の請求と徴収を行います。
施設管理課 施設の安全対策や、組合員へかん水ルールの指導を行います。	施設管理課 管理係 【採水、観測】 地下水の水質、水位の調査を行います。 【施設点検、修理】 給水路・電機設備の点検、スプリンクラー・給水栓の修理を行います。

地域のための取り組み

小中学生を対象とし、施設見学を定期的に行っています。また、自治会と共同で、施設の清掃を行っています。



働く人の声を聞いてみよう!

Q&A

Q.お仕事内容は何ですか?
農業用水施設の、清掃、取壊、修繕、地下水の採水・観測を行っています。



施設管理課 総務係 前西原 将希さん



施設管理課 管理係 横間 航平さん

Q.お仕事内容は何ですか?
農業を営む上で欠かせない、農業用水を確保するための水源地等、施設の維持管理を行っています。

Q.お仕事の魅力は何ですか?
大人数で、宮古島の農業を支えていく事に携われる事がうれしいです。魅力は、今後の定数削減の推進に携われることができ、地元宮古島に貢献できることです。

コンプライアンス研修会

7月12日(金)、当区で初めての「コンプライアンス研修会」が行われました。役員を含む23名が参加し、コンプライアンスとはなにか、不祥事が起きないためにはどのような取り組みをすればよいか、など、グループでの意見交換を行い、一人ひとりが意識を高く持ち、真摯に取り組む必要性を実感する機会となりました。



土地改良区会議室 講師・(株)インソース竹田氏

総代定数の見直し

設立当初103人と定めていた総代の定数見直し案を次回の総代会で提案する予定です。

組合員の減少などを背景にこの度土地改良法が改正され、必要最低限の30人を確保したうえで、地域の実情に応じて土地改良区が総代定数を定めることとなりました。





**修理対応
には時間
を要します**

水利用が集中する時期は修理も混雑しています。
散水施設の修理は即日対応はできません
混雑時期は修理に1ヶ月程度かかる場合もあります。
日頃よりメンテナンスを行い、水利用に備えましょう。

**公式アカウント
情報発信中**



こんなときは必ず土地改良区へ 連絡しましょう！

自己
申告

下記の変更は自己申告です。
申し出期限は12月16日までとなっております。
お申し出により、令和6年度の賦課金額は確定されます。

土地の所有者、耕作者の変更

組合員の交替

組合員の住所変更

土地改良区の土地原簿の面積・組合員等の変更は、公共機関（法務局・市役所・農業委員会など）に農地の転用や異動の手続きをしても、土地改良区へご本人が届け出しなければ変更されません。（土地改良法43条）

農地を宅地等に変更

農地を宅地等に変更するときも申請が必要になります。

土地の所有者、耕作者の変更、または、組合員の交替及び住所変更があったときは、土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務付けられています。
届出用紙は土地改良区の事務所に用意されています。



確認を

ご確認ください！滞納賦課金は新資格者が負担

滞納賦課金のある土地の権利取得すると土地改良法により、新しい資格者に滞納賦課金の納付義務が生じます。トラブルを避けるためにも、売買に際しては、必ず土地改良区に確認をお願いします。※競売・公売等の場合も同様。

賦課金（組合費）について

近年、相続や売買により新たに組合員となった方から「なぜ土地改良区に賦課金を支払わねばならないのか」といった質問が寄せられます。

土地改良区が賦課できる根拠は「土地改良法第36条第1項：（経費の賦課）土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、地区内にある土地につき、組合員に対して賦課徴収することができる。」とされています。

発行：宮古土地改良区 畑水2024年号 令和6年9月発行
住所：〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里3107-243
TEL：(0980) 73-1253 FAX：(0980) 73-9434
E-MAIL： miyako@m-kairyoku.com
ホームページ： <https://www.m-kairyoku.com/>

広報畑水は、ホームページでも閲覧できます